

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づく公表(命令内容の公表)

■要緊急安全確認大規模建築物において耐震診断結果の報告がなく命令したもの

No	所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	妙高酒造株式会社 代表取締役 松田 治久	千葉スポーツプラザ	千葉市中央区出洲港102番地3、17番地2	ボーリング場等	平成29年3月17日	平成30年3月31日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。	—	—	